

自動体外式除細動器（AED）貸出要領

（趣旨）

第1条 この要領は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を貸出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象）

第2条 AEDの貸出しの対象は、次のとおりとする。

- (1) 催事又は行事等を行う姫路市内に存する公共的団体等のうち、第3条の要件を満たすもの。
- (2) 姫路市内において催事又は行事等を行う公共的団体等のうち、第3条の要件を満たすもの。
- (3) その他地域医療課長（以下「貸出者」という。）が特に必要と認めたもの。

（貸出要件）

第3条 AEDの貸出しに当たっての要件は、次のとおりとする。

- (1) 医療従事者又は普通救命講習を受講した者等、救命処置の知識を有する者と貸出者が認める者を常時会場に配置すること。
- (2) 催事又は行事等の参加者が、概ね10人以上であること。

（貸出期間）

第4条 貸出期間は、催事又は行事等の前日から催事又は行事等の翌日までとする。

ただし、返却期限日が姫路市の休日を定める条例（平成2年6月27日条例第15号）第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日の翌日（その翌日も当該条例に基づく市の休日に該当する場合は、その日以降に到来する直近の市の休日に該当しない日）をもってその期限とみなす。

2 催事又は行事等が天候等により順延となる可能性がある場合は、前項の貸出期間のほか、別に貸出しを受けることができるものとする。

（貸出台数）

第5条 AEDの貸出しの台数は、原則として1台とする。

（利用料）

第6条 AEDの貸出しは、無料とする。

(申請手続)

第7条 AEDの貸出しを受けようとする者(以下「借受者」という。)は、原則として貸出しを受けようとする日の6か月前から1週間前の日までに、「自動体外式除細動器(AED)貸出申請書」(様式第1号)に、普通救命講習修了証等(写し)を貼付して、貸出者に提出しなければならない。

2 借受者は、地域医療課、地域事務所、支所又は駅前市役所のいずれかをAEDの引渡し場所に指定することができる。

3 貸出者は、特に必要と認めた場合は、AEDの引渡し場所を変更することができる。

(貸出しの決定)

第8条 貸出者は、前条の申請があったときは貸出しの可否を審査し、貸出しを決定したときは「自動体外式除細動器(AED)貸出決定通知書」(様式第2号。以下「決定通知書」という。)を、貸出しをしないことに決定したときは「自動体外式除細動器(AED)貸出不承認通知書」(様式第3号)を、当該申請者に通知しなければならない。

2 前項の規定により貸出しの決定通知を受けたものは、決定通知書に記載されている留意事項を遵守するとともに、決定通知書記載の場所においてAEDの引渡しを受けるものとする。

(維持管理・返却)

第9条 AEDの借受者は、これを常に良好な状態で使用し、保管しなければならない。

2 借受者は、AEDを処分し又は目的以外に使用してはならない。

3 借受者は、AEDを転貸又は譲渡してはならない。

4 借受者は、AEDを返却期限日に貸出しを受けた場所に返却しなければならない。

(経費)

第10条 貸出期間中におけるAEDの運搬及び維持管理等に要する経費は、借受者

の負担とする。

- 2 パッド等の消耗品を使用した場合は、市の負担により交換するものとする。ただし、傷病者又は傷病者である疑いのある者以外に使用した場合は、借受者の負担により交換するものとする。

(損害賠償)

第11条 貸出者は、借受者がこれを紛失し、又は毀損した場合は、現品又は貸出者が相当と認める損害額をもって賠償させることができる。

- 2 借受者が無断で他に譲渡し、又は担保に供する行為等を行った場合も同様とする。

(返還)

第12条 貸出者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、貸出期間中であってもAEDを返還させることができる。

- (1) 催事又は行事等が中止になったとき。
- (2) 借受者が、この要領に違反したとき。
- (3) その他、貸出者が特に必要と認めたとき。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は貸出者が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。